

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁 への検討 要請日	回答 取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案 主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考
								制度の現状	該当法令等	対応の 分類	対応の概要	
1	令和8年6月23日	令和8年7月16日	訪問看護指示書の電子的 送受システムの整備につ いて	現在、訪問看護指示書は紙の原本を郵 送でやり取りすることが原則となっ ており、郵送コストの発生、紛失・遅延リス ク、指示書到着までの訪問開始の遅れ といった問題が生じています。 電子メールでの送受は電子署名・タイム スタンプ等の要件が高く現場での普及 が困難であり、一部の医療連携システ ムでは電子的やり取りが可能です が、共通システムが整備されていないため 実用化が進んでいません。 共通システムの整備により、郵送コスト の削減・紛失リスクの解消・迅速なサー ビス開始が実現し、医療機関・訪問看 護ステーション双方の事務負担が大幅 に軽減されます。 なお、日本訪問看護財団も同様の要望 を国に提出しており、現場からの声は多 数あります。	現在、訪問看護指示書は紙の原本を郵送でやり取りすることが原則となっており、郵送コストの発生、紛失・遅延リスク、指示書到着までの訪問開始の遅れといった問題が生じています。 電子メールでの送受は電子署名・タイムスタンプ等の要件が高く現場での普及が困難であり、一部の医療連携システムでは電子的やり取りが可能です が、共通システムが整備されていないため実用化が進んでいません。 共通システムの整備により、郵送コストの削減・紛失リスクの解消・迅速なサービス開始が実現し、医療機関・訪問看護ステーション双方の事務負担が大幅に軽減されます。 なお、日本訪問看護財団も同様の要望を国に提出しており、現場からの声は多数あります。	個人	厚生労働省	・診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について（通知）（令和8年3月5日保医発0305第6号） 別添1 医科診療報酬点数表に関する事項 ＜通則＞ 8 署名又は記名・押印を要する文書については、自筆の署名（電子的な署名を含む。）がある場合には印は不要である。 9 文書による提供等することとされている個々の患者の診療に関する情報等を、電磁的方法によって、患者、他の保険医療機関、保険薬局、指定訪問看護事業者等に提供等する場合は、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」を遵守し、安全な通信環境を確保するとともに、書面における署名又は記名・押印に代わり、本ガイドラインに定められた電子署名（厚生労働省の定める準拠性検証基準を満たす保健医療福祉分野PKI認証局の発行する電子証明書を用いた電子署名、認定認証事業者（電子署名及び認証業務に関する法律（平成 12 年法律第 102 号）第2条第3項に規定する特定認証業務を行う者をいう。）又は認証事業者（同条第2項に規定する認証業務を行う者（認定認証事業者を除く。）をいう。）の発行する電子証明書を用いた電子署名、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成 14 年法律第 153 号）に基づき、平成 16 年1月 29日から開始されている公的個人認証サービスを用いた電子署名等）を施すこと。 ・指定訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準について（令和8年3月5日保発0305第20号） 4 運営に関する事項 （14）主治医との関係（基準省令第 16 条関係） ④ 指定訪問看護事業者は、主治医と連携を図り、適切な指定訪問看護を提供するため、定期的に訪問看護計画書及び訪問看護報告書を書面又は電子的方法により主治医に提出しなければならないこと。なお、電子的方法によって、個々の利用者の訪問看護に関する計画等を主治医に提出する場合は、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」を遵守し、安全な通信環境を確保するとともに、本ガイドラインに定められた電子署名（厚生労働省の定める準拠性検証基準を満たす保健医療福祉分野PKI認証局の発行する電子証明書を用いた電子署名、認定認証事業者（電子署名及び認証業務に関する法律（平成 12 年法律第 102 号）第2条第3項に規定する特定認証業務を行う者をいう。）又は認証事業者（同条第2項に規定する認証業務を行う者（認定認証事業者を除く。）をいう。）の発行する電子証明書を用いた電子署名、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成 14 年法律第 153 号）に基づき、平成 16 年1月 29 日から開始されている公的個人認証サービスを用いた電子署名等）を施すこと。	指定訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準について	検討に着手	地域における訪問看護指示書等の医療情報に関する文書の電子的な授受については、個々の患者の診療に関する情報等が含まれ、患者、他の保険医療機関、保険薬局、指定訪問看護事業者等に提供等する場合は、一定の安全性が担保された通信環境が必要であることから、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」で定められた保健医療福祉分野PKIの発行する電子証明書を用いた電子署名が必要としています。 地方、令和8年3月16日の健康・介護情報利活用検討会第30回医療等情報利活用ワーキンググループ・第10回介護情報利活用ワーキンググループ合同座談会においてお示ししているとおり、全国医療情報プラットフォームにおける、医療機関と訪問看護ステーション等の間での訪問看護指示書・計画書・報告書等の情報共有に係る検討を進めているところです。	